

設計業務等委託成績評定要領

令和3年10月

名古屋市上下水道局

設計業務等委託成績評定要領

(通則)

第1条 この要領は、上下水道局において施行する設計業務等委託の成績の評定（以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

2 上下水道局が所管する設計業務等委託の成績の評定は、この要領の定めるところによる。

(評定対象)

第2条 評定は、原則として契約金額が100万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超える設計業務委託及び地質調査業務委託（委託の性質により評定の必要がないと認めるものを除く。以下「対象委託」という。）について行うものとする。

2 地質調査業務委託を含む設計業務委託は、設計業務委託として評定を行う。

(評定員)

第3条 評定を行う者（以下「評定員」という。）は、対象委託ごとに指定された担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員とする。

2 複数の工種を含む対象委託で、担当監督員、主任監督員又は総括監督員がそれぞれ2人以上いる場合に評定員となる監督員は、主たる工種の監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は対象委託1件ごとに行う。

2 評定は、対象委託の監督又は検査により確認した事項に基づき、評定員がそれぞれ独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定員は、それぞれ考査項目別運用表（以下「運用表」という。）の各考査項目について判定を行い、設計業務等委託評定結果集計表（様式1）の所定欄に記入するものとする。

(設計業務等委託成績評定表の提出)

第5条 検査員は、対象委託の完了検査実施後、遅滞なく、各評定員の評定を整理し、設計業務等委託成績評定表（様式2。以下「評定表」という。）を作成し、検査員の所属する課公所（室を含む。以下同じ。）の長（以下「検査担当課公所長」という。）に提出する。なお、書面による改善指示等を行った場合は、当該書面の写しを添えるものとする。

2 対象委託の施行を担当する課公所が、検査担当課公所と異なる場合は、検査員は、前項の規定により作成した評定表の写しを施行担当課公所の長に送付するものとする。

(受注者への評定結果の通知)

第6条 検査担当課公所長は、評定表の提出を受けた後遅滞なく、当該対象委託の受注者に対して、評定の結果を設計業務等委託成績評定通知書（様式3）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 検査担当課公所長は、前条の評定結果を通知した後、契約不適合責任期間中に契約不適合が判明した場合その他の理由により当該評定結果を修正する必要があると認められる場合は、評定員と協議の上、評定を修正し、遅滞なく、その結果を様式3により当該対象委託の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前2条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（名古屋市の休日を定める条例第2条第1項に規定する休日（以下単に「休日」という。）を含む。）以内に、設計業務等委託成績評定に係る説明請求書（様式4）により、検査担当課公所長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 検査担当課公所長は、前項による説明を求められたときは、施行担当課公所長と協議し、設計業務等委託成績評定に係る説明書（回答）（様式5）により回答するものとする。

（再説明請求等）

第9条 前条第2項の回答を受けた者は、当該回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、設計業務等委託成績評定に係る再説明請求書（様式6）により、上下水道局長（以下「局長」という。）に対して評定の内容について再説明を求めることができる。

2 局長は、前項による再説明を求められたときは、設計業務等委託成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、設計業務等委託成績評定に係る再説明書（回答）（様式7）により回答するものとする。

3 前項の審査委員会の設置については、別に定める。

（評定結果の公表）

第10条 成績評定の結果は、別に定める方法により公表する。

（委任）

第11条 この要領の施行に関して必要な事項は、計画部技術管理課長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

様式 1
設計業務等委託評定結果集計表

検査年月日： 年 月 日

考査項目		細別	担当監督員	主任監督員	総括監督員	検査員	評価点	基礎点	評定点
プロセス 評価	1. 実施能力の評価	I. 実施体制と執行計画							
	2. 実施状況の評価	I. 執行管理							
		II. 品質管理							
		III. 業務特性							
		IV. 創意工夫							
	3. 説明調整能力の評価	I. 説明調整能力							
4. 取組姿勢	I. 責任感・積極性・倫理観								
5. 結果の評価	I. 成果物の品質								
事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）									
成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補等又は損害賠償が実施された場合の減点（軽微なミスの修正を除く）									
その他（低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等）									
評価点									
基礎点									
評定点									
氏名									
所見									

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

設計業務等委託成績評定通知書

貴社が受注した設計業務等委託について、設計業務等委託成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、この通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以内に、設計業務等委託成績評定に係る説明請求書を検査担当課公所長に提出することにより、評定の結果について説明を求めることができます（説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先は、下記のとおりです）。

記

- 1 件 名
- 2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 完了検査年月日 年 月 日
- 4 成績評定
評定点 点 項目別評定点は、別表のとおり
- 5 手続き等の問い合わせ先
〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・監理指導）
TEL 052-889-1055

※ 履行証明となりますので、大切に保管して下さい。

別表

項目別評定点

審査項目		評定点／満点
1. 実施能力の評価	I. 実施体制と執行計画	/
2. 実施状況の評価	I. 執行管理	/
	II. 品質管理	/
	III. 業務特性	/
	IV. 創意工夫	/
3. 説明調整能力の評価	I. 説明調整能力	/
4. 取組姿勢	I. 責任感・積極性・倫理観	/
5. 結果の評価	I. 成果物の品質	/
6. 事故等による減点		
7. 受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補等又は損害賠償が実施された場合の減点		
8. その他	I. 低入札価格調査虚偽説明等	
	II. 業務コスト調査虚偽説明等	
	III. その他減点	
評定点合計		/100

様式 4

年 月 日

名古屋市上下水道局長 様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

設計業務等委託成績評定に係る説明請求書

年 月 日付けで通知のあった設計業務等委託成績評定について、下記の通り説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 請求の理由

受注者

様

名古屋市上下水道局長

設計業務等委託成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から提出されました設計業務等委託成績評定に係る説明請求書につきまして、下記のとおり回答します。

なお、この通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以内に、設計業務等委託成績評定に係る再説明請求書を上下水道局長に提出することにより、評定の結果について再説明を求めることができます。（再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、それぞれ下記のとおりです。）

記

1 件 名

2 説明請求に対する回答

3 再説明を求める書面の送付先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課長 宛

4 手続き等の問い合わせ先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・監理指導）
TEL 052-889-1055

名古屋市上下水道局長 様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

設計業務等委託成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付けで通知のあった設計業務等委託成績評定について、下記のとおり再説明を請求します。

記

- 1 件 名
- 2 請求の理由

様式 7

年 月 日

受注者

様

名古屋市上下水道局長

設計業務等委託成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から提出されました設計業務等委託評定に係る再説明請求書につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 件 名

2 再説明請求に対する回答